

令和 7 年 2 月 6 日現在

令和 7 年度「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリー
サイエンス研究推進委託事業（うち課題解決型プロジェクト研究）」
の応募に関するお問い合わせ等に対する回答

お問い合わせ等に対する回答は以下のとおりです。回答は随時更新いたします。

【質問 1】

公募説明会資料 10 ページの研究内容 3（1）について。罹患固体やウイルスのほか、いのしし自体の存在、移動、感染か非感染かを問わない個体数についても、推定するための材料の対象となるのか。

【回答】

ウイルスや抗体は例として挙げています。他にウイルス自体のたんぱく質や遺伝子等もあり得ると思われま。既存の成果で言えば、いのししの痕跡も推定の材料になり得ます。遺伝子のようなものと痕跡のようなものを組み合わせることも考えられます。

【質問 2】

公募説明会資料 10 ページの研究内容 2（3）について。ワクチン接種豚と野外株感染豚を鑑別する手法を開発するとあるが、抗原（遺伝子やたんぱく質を想定）、抗体のどちらでもいいのか。

【回答】

遺伝子レベルであれば PCR で確認できると認識しており、ここではすなわち抗体を想定しています。遺伝子について鑑別する手法を加えても構わないと考えています。

【質問 3】

公募説明会資料 8 ページについて。既存のプロジェクトについては追加募集がなされることとなるか。（本説明会で説明対象となったプロジェクト以外に、募集するプロジェクトがあるか。）

【回答】

レギュラトリーサイエンス事業では、現在行っている課題について追加募集を行うこ

とはありません。新規に開始するプロジェクトについて、募集を行うこととしています。また、2タイプある研究事業のうち、1月31日に開催した公募説明会は課題解決型プロジェクト研究についての令和7年度から開始するプロジェクトについての説明会です。もう一方の短期課題解決型の令和7年度から開始するプロジェクトについては、別途募集をする予定としています。

【質問4】

公募説明会資料29ページの委託対象経費について。直接経費と間接経費の間では流用が可能か。

【回答】

直接経費と間接経費との間の流用は認められません。

【質問5】

公募説明会資料30ページの委託対象経費（機械・備品費）の②について。

機器の購入においてリース契約を行った場合、リース契約期間を法定耐用年数以上、毎月均等支払いとし、委託研究期間を超えるリース期間の支払いについては自費での対応となるとあるが、研究期間が5年の場合5年間のリースになると考えてよいのか。

機器の購入においてリース契約を行った場合、リース契約期間を法定耐用年数以上、毎月均等支払いとし、委託研究期間を超えるリース期間の支払いについては自費での対応となるとあるが、研究期間が5年の場合5年間のリースと設定すべきか。あるいは研究期間が5年の場合でも3年間のリースとすることが可能なのか。

【回答】

リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上としてください。そのリース期間が事業期間を上回り、事業終了後も物品を使用する場合は、事業終了後のリース費用については自己負担となります。

ただし、リース期間が上記によりがたい場合は、「リース期間終了後にリース会社から契約相手方に所有権が移転するリース契約」とし、これにより調達した物品は、原則、事業終了後に継続して使用せず、売り払うこととし、得られた収益は国庫に納付していただきます。（事情変更により事業終了後も物品を使用することとなった場合は、事業終了後に継続使用する期間のリース料相当額を減額又は返還）

【質問 6】

公募説明会資料 30 ページの委託対象経費（機械・備品費）の②について。

研究期間が 5 年間のケースで、最終年度である 5 年目には機器の購入は不可と考えるが、その場合リース期間は 4 年とすべきか、5 年とすべきか。

【回答】

研究期間が 5 年間のケースで、最終年度である 5 年目に機器の購入をすることは可能ですが、購入目的について確認する場合があります。リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上としてください。そのリース期間が事業期間を上回り、事業終了後も物品を使用する場合は、事業終了後のリース費用については自己負担となります。

【質問 7】

公募説明会資料 30 ページの委託対象経費（機械・備品費）の②について。

研究期間が 5 年間のケースで、5 年目に完了するリースの場合、リースしていた機器はリース会社から引き取ることが想定される。この場合、

- ① リース契約として、5 年間のリース料をもってリース会社から引き取る契約が想定されるが、このようなリース契約は認められるか。
- ② ①が可能だとして研究期間の最終年度である 5 年目にリース料を経費として計上することが可能か。
- ③ リース期間終了時に、リース料とは別に追加料金を支払うことで当該機器を購入する可能性が考えられるが、最終年度である 5 年目にリースしていた機器を取得するための費用をリース料とは別に計上することは可能か。

（保有している研究施設上、汚染エリアで使用した機器を施設外に出すことが困難と想定されるため、リース機器の買い取りについて質問するもの。）

【回答】

研究期間が 5 年間のケースで、研究期間の最終年度である 5 年目まで使用する機器について、「5 年間のリース料をもってリース会社から引き取る契約」は可能です。この場合、研究期間の最終年度である 5 年目にリース料を経費として計上することは可能ですが、最終年度である 5 年目にリースしていた機器を取得するための費用をリース料とは別に計上することは認められません。